

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

京畿中央地方辯護士會訪問

～「両国の同性婚に関する問題」について活発な議論～

10月25日、岩田武司会長を始めとする執行部4名及び国際交流委員会所属の当会会員を中心としたメンバーの総勢19名は、かねてより交流のある韓国・京畿(キョンギ)中央地方辯護士會(以下「京畿会」)を表敬訪問した。

共同セミナーのテーマは「両国の同性婚に関する問題」であり、昨年と同様、日韓同時通訳で開催された。

まず、京畿会の曹銀池(チョ・ウンジ)弁護士が講師を務め、「同性婚の法制化に関する議論と最新判例」と題する講演を行った。

曹弁護士の講演の中では、国民健康保険公団の保険料賦課処分取消訴訟において、事実上の婚姻関係にある同性パートナーを被扶養者として認めないことは合理的な理由なく原告に不利益を与え差別するもので、憲法上の平等原則に反するとの最高裁判決が下されたことが紹介された。

また、韓国では、複数の国会議員が、婚姻制度に関する民法一部改正案や生活

同伴者関係に関する特別法案等の議員立法を提案し、同性婚の実現に向けた議論を活発化させていることも紹介された。

次に、当会からは、人権擁護委員会に所属する橋本陽子会員と丁純奈会員の2名が講師を務め、「日本における同性婚をめぐる状況」と題する講演を行った。

日本では、同性婚を認めない民法及び戸籍法の規定が憲法14条1項(法の下平等)や憲法24条各項(婚姻の自由)、憲法13条(幸福追求権)に反するとして、複数の国賠訴訟が提起されており、複数の地方裁判所が、同性婚を認めない現行法は違憲ないし違憲状態にあるとの判決を下していること、中でも札幌高裁が、高等裁判所で初めて違憲判決を下したことが紹介された。

そのほか、日本では、性的マイノリティに関する複数の事件で違憲・違

賀詞交換会・新年宴会(2025年1月7日)のご案内
■賀詞交換会
日時 2025年1月7日(火) 15時30分
場所 ロイヤルホールヨコハマ 3階「シンフォニーの間」
■新年宴会
日時 2025年1月7日(火) 17時30分
場所 状元樓横浜中華街本店

神奈川県のアウトライントと天稔をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

人気キャラクターとの船旅が評判のディズニークルーズが、日本でも展開されるらしい。2028年就航予定。日本船籍船を新造予定と聞いて、おや、と思ったり案の定、首都圏発着2〜4泊の短期航路中心の予定という▼ここで「案の定」と書いたのは船舶法3条のためである。カボタージュ規制といい、発着とも日本の港となる航路は日本船籍でなければならぬ。この規制のため、外国船クルーズは日本発着ツアーでも外国への寄港を挟み、日本から外国・外国から日本の2便の形式としている。カリブ海でリゾート感満載の本家に倣えば沖縄発着南国クルーズとするのも考えられるが、わざわざ日本船籍としたのは外国が遠い首都圏発着のためだろう▼新造船の容量は約14万トン。本家の同規模船は高さが67mあり、同55mのベイブリッジをくぐれないから、横浜に来るならその外の埠頭になる。大黒頭が有力だが、本牧の貨物用突堤を旅客に回す案もあるらしい▼これに先立ち来年には飛鳥III(約5万トン)が就航する。クルーズ旅行のイメージどおりラグジュアリーな船らしい。これより大きな船はもっと高級かと思いきや、旅客定員の多さのためか逆にカジュアルだったりする。船旅の供給は増えるが、旅行の時間をいかに得べきか。(笠間 哲史)

法判決が下されていることや、多数の自治体は同性カップルのパートナーシップ制度を導入していることも紹介された。

記念品交換
(左：京畿会尹会長、右：当会岩田会長)

他方で、韓国では同性婚の法制化に向けた議員発案が盛んだが、日本ではそれに先んじてパートナーシップ制度が導入されるなど、問題解消に向けたアプローチには多少異なる面もあり、双方の制度や議論状況に対する質問も多数寄せられるなど、活発な議論が行われた。

共同セミナー終了後、当会訪問団は、京畿会の尹映善(ユン・ヨンソン)会長によるご案内で、世界遺産にも指定されている旧王城・水原華城(スウォン・ファンソン)を訪れた。その後、懇親会に招かれ、京畿会の弁護士らと更なる友好を深めた。(会員 佐山 亮介)

刑事弁護修習の最前線 ～20年目の司法修習～

「弁共演習」 — 刑事弁護に関する 弁護士倫理

その3

会員 妹尾 孝之

共犯者が共に身体拘束を受けている共犯事件で、被疑者から「共犯者に面会して言い分を確認してきてほしい」と言われた場合どうすべきか。特に、双方に接見禁止が付いているような場合には、罪証隠滅に加担することになるおそれはないかという観点から、共犯者に面会に行くことに躊躇を覚えるかもしれない。

共犯者に面会する方法としては、「弁護人となる者と密接見をすることも考えられるが、利益相反の可能性があり、また、実際に弁護人となるつもりも

ない以上、このような方法で接見をすることには問題がある。他方、接見禁止の一部解除を使って一般面会として面会する場合は、仮に一部解除が認められたとしても、検察官に面会の事実や理由・目的が察知されてしまう、立会人や時間制限のある一般面会になる、といった問題がある。

実際には、共犯者にも弁護人が付いているのであれば、その弁護人と面談して共犯者の言い分を

確認することだろう。その際、罪証隠滅の疑いを回避するためには、弁護人との面談内容を録音しておくなどの方法が考えられる。

共犯者が共に身体拘束を受けている共犯事件で、被疑者から「共犯者に面会して言い分を確認してきてほしい」と言われた場合どうすべきか。特に、双方に接見禁止が付いているような場合には、罪証隠滅に加担することになるおそれはないかという観点から、共犯者に面会に行くことに躊躇を覚えるかもしれない。

共犯者に面会する方法としては、「弁護人となる者と密接見をすることも考えられるが、利益相反の可能性があり、また、実際に弁護人となるつもりも

ない以上、このような方法で接見をすることには問題がある。他方、接見禁止の一部解除を使って一般面会として面会する場合は、仮に一部解除が認められたとしても、検察官に面会の事実や理由・目的が察知されてしまう、立会人や時間制限のある一般面会になる、といった問題がある。

実際には、共犯者にも弁護人が付いているのであれば、その弁護人と面談して共犯者の言い分を

確認することだろう。その際、罪証隠滅の疑いを回避するためには、弁護人との面談内容を録音しておくなどの方法が考えられる。

加えて、被疑者からも要

講演の様子
(左：橋本会員、右：丁会員)

2024年度横浜国大との共催研修会

近時の親子法改正の ポイントと基底・展望

開催

10月16日、本年度の横浜国立大学との共催研修会の第1回がオンラインで開催された。

今回の研修会では、家族法が専門の柳迫周平横浜国立大学専任講師により、令和4年の親子法制の改正について、改正の概要だけでなく、法制審議会における議論にまで踏み込んだ解説がなされた。

解説内容を踏まえ、当会側では、研修委員会のみなならず、親子法制・家族法制の改正に関する当

会意見の原案を起草した司法制度委員会も共催で関与した。

今回改正された嫡出推定制度や嫡出否認制度は、従来のものよりも複雑になっており、柳迫講師からは、それらの改正点について、図などを用いて詳細にかつ大変分かりやすい説明がなされた。

そして、今回の改正のまとめとして、当初は無戸籍児問題の解消のための嫡出推定制度の改正という点から出発したが、これに限られず、子の身分関係の早期安定や生物学上の父子関係との一致という要請の調和を考慮しつつ、認知制度まで含めた実親子法全体に渡る見直しとなっている点が指摘された。

また、今後の方向性として、今回の改正で嫡出子と嫡出でない子の実親子法上の差異が小さくなってきており、果たして親子法制において嫡出という制度自体が必要なのかという問題提起もされた。

最後に、残された問題として、今回の改正では推定の及ばない子についての判例法理の明文化は技術的な困難性から見送られたが、嫡出否認の要

件が緩和されたことによつて、そもそも否認要件の厳格さを回避するツールとして発展してきた推定の及ばない子という法理はもはや不要なのではないかという見解が紹介され、今後の議論が注目されるとして研修は締めくくられた。

当日は多数の会員の参加があり、この問題に対する会員の関心の高さがうかがえた。我々弁護士にとつて実務的にも極めて重要な家事法制の改正について理解を深めることができ、大変有益な研修会となった。

(第2回は、11月6日、同じく柳迫講師の解説で「令和6年改正における民法と子の養育問題について」をテーマとして開催)

オンラインで解説する柳迫講師

★かなパブ最前線★

かながわパブリック法律事務所 15周年を迎えて



かなパブ所属弁護士の赴任・開業地域

弁護士法人かながわパブリック法律事務所(以下「かなパブ」)は、2009年9月に当会・日

下「かなパブ」は、2009年9月に当会・日

併連の支援を受けて設立された、今年で15周年を迎えた。

かなパブの主な目的は、全国各地の弁護士不足地域をなくし、良質なリーガルサービスを提供することである。この15年間の実績も十分であり、かなパブ関係者であり、現地・新庄において、かなパブに対す

者がこれまで赴任や開業をした地域は全国で延べ22か所になる(当県内だけでなく、寒川町や開成町にもかなパブ出身者が定着し、活躍していることは皆様もよくご存知のことであろう)。

筆者も、3月に、かなパブで養成を受けた渡邊泰孝弁護士が、山形県の新庄ひまわり基金法律事務所へ赴任する際の引継式に出席してきた。

同所の歴代所長は、渡邊弁護士で7代目になるが、4代目の神永夕貴弁護士、5代目の千葉剛志弁護士も、かなパブ関係者であり、現地・新庄において、かなパブに対す

る信頼が非常に厚いことが印象的だった(その意味で、渡邊弁護士は、スタート時点で既に、かなパブ出身ということによる恩恵を受けているといってもよいだろう)。

一方全国的にみると、ひまわり基金法律事務所へ赴任しようという弁護士は減っている。7月末には、北海道の名寄ひまわり基金法律事務所が、所長の後任が決まらずに廃止となってしまった。

しかし、同地における法的需要は依然として存在しており、同事務所の廃止については各地から問題点が指摘されている。こうした状況下におい

て、かなパブのような養成事務所への役割は、ますます重要になっていると言えよう。

かなパブは、都市型公設事務所という立場から、必然的に法テラス事件が多くなり、経営的には苦しい状況が続いているが、昨年より始まった当会による家賃補助制度の助けなどを助け、何とか15周年を迎えることができた。

この場を借りて、会員の皆様のご支援に感謝を申し上げますとともに、今後ともますますの応援を希望する次第である。(公設事務所支援委員会 委員長 長谷山 尚城)

研修会

「傷ついた人への対応」 複雑性PTSDとその背景や周縁について



講師の原田医師

質問会の様子

10月2日、当会会館において、会員サポート窓口連絡協議会主催、研修委員会、子どもの権利委員会、刑事弁護センター運営委員会、犯罪被害者支援委員会、人権擁護委員会、貧困問題対策本部、高齢者・障害者の権利に関する委員会及び災害対策委員会の共催により、

10月2日、当会会館において、会員サポート窓口連絡協議会主催、研修委員会、子どもの権利委員会、刑事弁護センター運営委員会、犯罪被害者支援委員会、人権擁護委員会、貧困問題対策本部、高齢者・障害者の権利に関する委員会及び災害対策委員会の共催により、

精神科医の原田誠一医師を講師に迎え、「傷ついた人への対応」複雑性PTSDとその背景や周縁について」というテーマで研修会を開催した。

冒頭、会員サポート窓口連絡協議会の姜文江会員から、研修会の趣旨説明があった。ICD(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)が10から11に改訂されたのに伴い、新たに複雑性PTSDという精神疾患が設けられたが、複雑性PTSDという病態が虐待やハラスメントによっても生じる

ことから弁護士が関わる可能性が広がり、弁護士にとつても複雑性PTSDを知ることは有益であるとのことであった。

続いて、原田医師による講演が行われた。

原田医師は、複雑性外傷記憶という学術用語を提唱され、過去の外傷経験により形成された複雑性外傷記憶が、ストレスとなる出来事がきっかけになって活性化し、当事者の状態が「友好・安心モード」から「敵対・混乱モード」にスイッチするメカニズムを図式化して説明した(心理教育)。

また、心理教育を敷衍し、私たち弁護士が複雑性PTSDの可能性のある依頼者に対応する際の注意点なども解説した。

講演終了後、姜会員のコーディネートにより、

この機会に、複雑性PTSDに関心を持ち、その理解を深め、複雑性PTSDの視点をもちて対人対応を心がけたいと思う。(会員 白川 秀信)

犯罪被害者支援委員会の小林理英会員、貧困問題対策本部の谷川献吾会員が質問者として登壇し、質問会を開催した。

この質問会では、登壇した一人以外にも、会場から専門的な立場、業務上の経験等から鋭い質問がなされ、原田医師が丁寧に回答していた。

法律以外の専門分野を取り扱う研修にもかかわらず、本研修会には68名の出席があり、会員の関心の高さがうかがえた。

本研修会で得た知見は、依頼者や相手方との対応においても幅広く応用できると感じられた。

非常勤裁判官激励・慰労会

弁護士業務では 得られない貴重な体験

退任慰労の花束を贈られる川本会員(中央左)と豊田会員(中央右)

10月25日、当会会館にて「非常勤裁判官激励・慰労会」が催された。

日弁連弁護士任官等推進センター副委員長である三木恵美子会員から、任官推進の意義と到達点の説明があった後、9月末をもって横浜家庭裁判所家事調停官を退官した川本美保会員、同川崎支部家事調停官を退官した豊田秀一会員から、調停官の経験を踏まえた講演があった。

川本会員からは、「圧倒的に大量の事件を経験でき、効率的に仕事をこなす必要から、有意義な時間を使うようになった。弁護士経験を踏まえて、裁判官や書記官の仕事の中から見ることで、きた貴重な体験であった」との感想があった。豊田会員からは、「評議の場で迅速に判断を下していく調停官の難しさや、毎回少しでも事件を進行させることの重要性、他の代理人の活動を見ることができるとの有益さ」が語られた。川本会員も豊田会員も、職務は大変だが貴重な体験ができたとの感想であった。

最後に、10月に着任した山辺直義会員、渡邊禎会員から、着任後の現在の状況と今後の職務に向けての抱負が語られた。

当会を代表して、非常勤裁判官の職務に奮闘されている各会員に感謝の念を強くした慰労会であった。(会員 村上 慶一郎)



常議員会

「なるべく発言する」とは決めたものの...

会員 丁 絢奈 (67期)

弁護士登録10年目にして初めての常議員である。正直なところ、いかはやらなければならぬのかも思えないと思いつつも、できる限り先延ばしにしたいという気持ちであったが、常議員会の女性比率を向上させるため、立候補することになった。

立候補すると腹を決めた以上、やるからには皆勤を目指し、なるべく発言するようにしようと決意した。

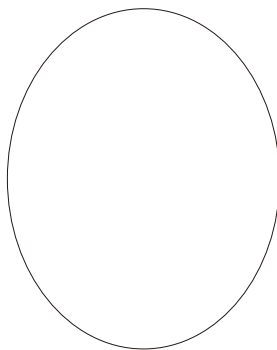
常議員会の日程が発表されてすぐに、全日程の予定を確保し、法律相談等とかぶってしまった場合には交代をお願いして、このままいけば皆勤賞は目指せそうなのだが、「なるべく発言する」というのがなかなか難しい。

というのも、自分が疑問に思ったり、意見を述べたいと思ったことは、ほとんど他の先生が先に発言してしまうのだ。さすが全員弁護士で構成されている会議体である。隙がない。

もたもたと自分の考えを整理したり、意見をまとめたりしている間に、他の常議員の方々が次々と発言し、自分の発言のタイミングは失われる。時間に限りもあるもので、重複した意見は言わない方がいいかなと遠慮したりもして、終わった後に「やっぱりこれは言った方がよかったな」と反省することもある。毎回自分の能力不足を痛感する。

今年度の常議員会も後半に入り、残りの回数を数えた方が早くなった。残りの常議員会でどれだけの発言できるか、試されているような気がする。で努力したい。

それに、常議員会で発言できた日に飲むお酒は、いつもよりほんの少し美味しく感じるのである。



理事者室

だより

人権シンポ前日談

副会長 小谷 馨

高校時代の髪型です。初心にかえって

今年度、担当副会長として、人権シンポを担当する運びになりました。

理事者目線での、人権シンポ(前日まで)のお話を少々。

人権シンポを行うに当たっては、まず場所の確保が大事です。

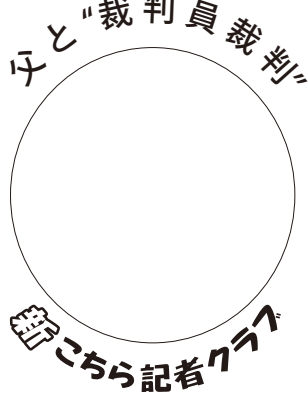
今年度は、開港記念会館の改修が終わり、コロナも落ち着いたので、久々に開港記念会館の利用を検討しました。開港記念会館は、6か月前からの抽選であるため、抽選に当たるとは冒が痛い日々でした。抽選に参加した事務局のおかげか、幸いにも早いタイミングで当選することができました。

次に、今年度参加する委員会を募ります。今年は、5つの委員会に手を挙げていただきました。来年は、より多くの委員会にご参加いただければと思います。

参加方法も決めます。今年度は、一部のシンポジウムではZoom配信も行いましたが、開港記念会館では別途配信業者が必要になるので、後になって気が付き、業者や費用のことであつたままになりました。案内の送付についても、物価高の影響で予想以上に費用がかさみました。

予想外のことでなければ、二川裕之実行委員長を始め、委員の皆様や事務局の皆様のおかげで、無事乗り切ることができました。

また、人権シンポの中では人権賞の授与が行われます。こちらについても、選考会委員の立場でも、選考会において熱い議論を交わしました。今回受賞した西団体については、自信をもって紹介できる団体です。さて、当日はどうだったか。それは来月号の記事にて。



テレビ東京・司法担当記者の妹尾理紗です。出身は横浜で、普段は東京地裁のある司法記者会に詰めながら東京を中心に全国の裁判の取材を担当している。そんなわけで横浜地裁に来るのは大きな事件があったときか年に3回まわってくる司法幹事月会合のときで、あまり顔を出せていないのが実情だったりする。

しかし、そんな私にも横浜地裁・そして神奈川の司法界を身近に感じるイベントが最近あった。

8月・横浜に住んでいる父親のもとに裁判所から郵便が届いた。内容は父親が裁判員裁判の候補に選ばれたので選任手続き日に横浜地裁に来るように

というものだった。ちょうどその頃、身内の入院など大変な時期が重なったこともあり、辞退することも考えたようだが、なかなか経験できるものではないことや、その頃ちょうど朝ドラ「虎に翼」が盛り上がりつつあったことなどもあり、選任手続きに

参加することにしたという。最終的に裁判員には選ばれなかったものの、仮に裁判員に選ばれたときのためのスケジュール調整を行うなど普段司法から縁遠い市民が裁判員裁判に参加するためにどんな準備をし、なにを感じたかを聞くことができた。

仕事柄、裁判員裁判を終えた「市民裁判官」を取材することは多いが、実際に身内の話となるとよりリアルに感じられるものだなと思った。制度が始まって15年……スケジュール調整や精神的な負担など参加する市民たちの努力により成り立っている制度であることを、身をもって感じることもできた。

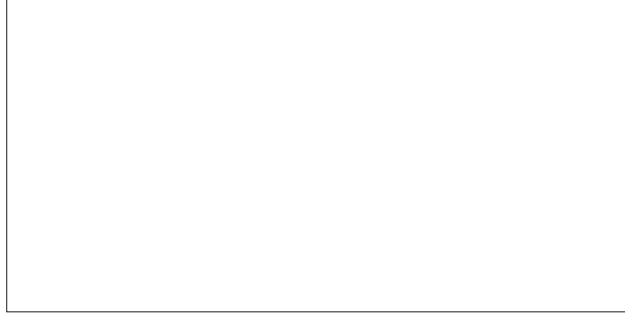
(テレビ東京 妹尾 理紗)



10月19日、当会会館にて将棋指導対局会が開催された。
この対局会は、毎年開催され、プロ棋士の指導を受けられる。今年は飯塚祐紀八段、高橋佑一郎四段及び頼本奈菜女流初段をお迎えし、8人の当会会員が参加した。筆者は、全局角落ちでの指導をお願いした。最初は頼本女流初段の指導を受けた。矢倉戦法で筆者が積極的



指導対局中の様子



指導対局後の集合写真

10月19日、当会会館において囲碁大会が開催された。
大会参加者は当会会員と当会事務職員の合計9名で、ルールは棋力に応じたハンデ戦(棋力差を考慮して、下手が最初に石を多く置いて対局するというもの)で、各人計4局の対局を行った。大会は、午前11時に開始され、間に昼食休憩を挟みつつ、終始和やかでありながらも白熱した戦いが繰り広げられた。
結果は、4戦全勝の筆者が優勝し、準優勝は3勝1敗の成績を残した稲垣孝宣会員であった。優勝を賭けた筆者と稲垣会員の対局は、激しい戦いの末に、筆者が稲垣会員の大石を取ったことを喜んで、「参加

ができた。頼本女流初段からは、中盤での慎重な指し回しを褒めていただいた。次は高橋四段にお願いした。再び矢倉戦法で、途中からは筆者が飛車を中央に回して快調に攻める。しかし高橋四段からの厳しい攻めもあり、相手玉を詰まさないければ筆者が負けるという状況に。ここで、考慮時間は十分を要したものの、「おそらくこうすれば詰むのでは」と指していったところ、結果的に相手玉が詰んで勝利。終わってみれば31手という長手数数の詰みを読み切ったかたちとなり、高橋四段からの賞賛のお言葉で鼻高々。最後は、飯塚八段にお願いした。前2局と同様に筆者が矢倉戦法で積極

て勝利を収めるという派手なものであった。また大会の途中からはインストラクターが加わり、大会参加者のみならず、観戦のために足を運んだ会員やその家族を含めて指導碁を受けるなど、正に囲碁三昧という一日であった。
囲碁クラブは月1回活動しているが、普段の活動は平日の夜であるため、いつもはスケジュールの都合で不参加の会員も、今大会には多数参加し、盛り上がりを見せた。主催者で囲碁クラブ幹事の三浦修会員からもクラブの活動に久しぶりに参加した会員が多かったことを喜んで、「参加

的に攻め、こちらも勝たせていただき鼻は伸びるばかり。最終的に筆者は3連勝で、(仕事に支障のない範囲で)将棋をもっと頑張ろうと決意するのであった。
対局会後には、3先生を交えての懇親会が中華街で開かれた。
高橋四段は、今年9月に西山朋佳女流3冠(当時)の棋士編入試験第1局の試験官を務められたことで注目された。その際のプレッシャー等を率直に語っていただき、趣味で気楽に将棋を指す当方とは異なる、プロの厳しさを感じた。
今回ご指導下さった先生方には、この場にて改めてお礼を申し上げます。
(会員 山口 陽)

NHKのETV特集 「無差別爆撃を問う」弁護士たちのBC級横浜裁判」 出演報告

NHK・ETV特集で 取り上げられました!!

BC級戦犯横浜裁判調査特別委員会の活動が、8月24日(土)23時から、NHKのETV特集「無差別爆撃を問う」弁護士たちのBC級横浜裁判」で取り上げられた。内容の紹介は、番組の視聴に譲るとし、寄せられた感想の一部を紹介する。
「昔の裁判を調査することは大切だとは思いつつも、具体的に何の役に立つのだろうかと思っていたが、ウクライナ記者との会議での『現在の戦争に過去の記録が役立てば』という言葉で、過去の教訓を今に生かすために過去を研究するのだとわかった。」
「戦争をすることは、みんなを巻き込み苦しめて誰一人として幸せにならないと深く悟った。」
番組で紹介されたのは、ごく一部の事件であり、当会の先輩が弁護士となった事件、神奈川県に所在する収容所の事件など数多くの事件の調査が残されている。当委員会の活動任期である2027年度までの残りの期間で、一定の成果を残すため、委員はそれぞれの事件の調査やまとめに励んでいる。
番組は、NHKオンデマンドなどで見ることが出来る。ご覧いただける、当委員会に所属している身としてはこの上ない幸せである。
最後に、当委員会委員

ウクライナ記者とのZoom会議の様子(中央が故問部会員)

【連載終了のお知らせ】本新聞に連載中の記事「司法から見た神奈川の150年」の執筆者である問部俊明会員が逝去されました。今後の同記事の執筆については余人をもつて代えがたいため、10月号の第35回記事をもって掲載を終了いたします。
問部会員、長い間ありがとうございました。
(会員 井上 晴彦)

長であった問部俊明会員が急逝されました。当委員会のみならず、当会におけるご生前のご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。
(会員 井上 晴彦)

「戦争をすることは、みんなを巻き込み苦しめて誰一人として幸せにならないと深く悟った。」
番組で紹介されたのは、ごく一部の事件であり、当会の先輩が弁護士となった事件、神奈川県に所在する収容所の事件など数多くの事件の調査が残されている。当委員会の活動任期である2027年度までの残りの期間で、一定の成果を残すため、委員はそれぞれの事件の調査やまとめに励んでいる。
番組は、NHKオンデマンドなどで見ることが出来る。ご覧いただける、当委員会に所属している身としてはこの上ない幸せである。
最後に、当委員会委員

編集後記
本号編集集中にベイスターズ26年ぶりの日本シリーズ制覇!というビッグニュースが到来しました。パレードも実施されるなど関内のスタジアム周辺の賑わいはしばらく続きそうですし、来年はぜひ大きな忘れ物(ハリー

グ優勝)の獲得を期待したいですね。
デスク 吉田 正穂
記者 笠間 哲史
本多 麻紀
杉本 桃子
新倉 武
仲戸川 優樹
濱崎 亮
大崎 徹
井上 晴彦